6　認定を受けた者は、保険医療機関等又は保険薬局等から令第八条第九項に規定する療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

7　前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等又は保険薬局等に提出しなければならない。

8　被保険者は、特定疾病療養受療証の交付その他の手続を船舶所有者を経由して行おうとするときは、船舶所有者及び協会に対し、その旨の意思を表示しなければならない。

9　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第一項から第三十八条第五項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第八十八条第八項の意思を表示しない者」と、第三十八条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者（第八十八条第八項の意思を表示しない者を除く。）に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者（第八十八条第八項の意思を表示しない者を除く。）は」と、同条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者若しくは第八十八条第八項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

（令第九条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号、第三項第二号、第四項第二号、第六項第一号又は第七項第一号イ若しくはロ若しくは第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾患給付対象療養に要した費用の額の算定）

第八十九条　令第九条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号、第三項第二号、第四項第二号、第六項第一号又は第七項第一号イ若しくはロ若しくは第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した療養、特定給付対象療養又は特定疾患給付対象療養に要した費用の額は、令第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額若しくは同条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定給付対象療養に係る療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一　令第八条第一項第一号イに掲げる額　法第五十八条第二項又は第三項の規定により算定した費用の額

二　令第八条第一項第一号ロに掲げる額　法第六十三条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を合算した額

三　令第八条第一項第一号ハに掲げる額　法第六十四条第二項の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

四　令第八条第一項第一号ニに掲げる額　法第六十五条第四項に規定する厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額

五　令第八条第一項第一号ホに掲げる額　法第七十六条第二項（同項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六　令第八条第一項第一号ヘに掲げる額　法第七十八条第二項の規定により算定した費用の額（令第九条第一項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十条　令第九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第三号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十一条　令第九条第三項第三号の厚生労働省令で定めるものは、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第九条第三項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第九十二条　令第九条第三項第四号の厚生労働省令で定めるものは、同号の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号ニの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（限度額適用認定の申請等）

第九十三条　令第十条第一項第一号イ又はロの規定による協会の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

2　協会は、前項の申請に基づき認定を行ったときは、様式第六号による限度額適用認定証（以下単に「限度額適用認定証」という。）を有効期限を定めて交付しなければならない。

3　限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を協会に返納しなければならない。

一　被保険者の資格を喪失したとき。

二　被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。

三　令第十条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロに掲げる場合に該当しなくなったとき。

四　限度額適用認定証の有効期限に至ったとき。

4　被保険者は、限度額適用認定証の交付その他の手続を船舶所有者を経由して行おうとするときは、船舶所有者及び協会に対し、その旨の意思を表示しなければならない。

5　認定を受けた者は、保険医療機関等から療養（令第十条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。）を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6　前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、限度額適用認定証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

7　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第二項から第四十八条第五項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十三条第四項の意思を表示しない者」と、第三十八条第二項中「被保険者に」とあるのは「被保険者（第九十三条第四項の意思を表示しない者を除く。）に」と、同条第三項中「被保険者は」とあるのは「被保険者（第九十三条第四項の意思を表示しない者を除く。）は」と、同条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者若しくは第九十三条第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

（令第十条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号ロの入院療養等に要した費用の額の算定）

第九十四条　第八十九条の規定は、令第十条第一項第一号イ若しくはロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養等に要した費用の額又は同項第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養等に要した費用の額について準用する。